

議 長 日程第4「承認第1号専決処分の承認を求めることについて（松田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 承認第1号専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、松田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

令和5年4月19日提出、松田町長 本山博幸。よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

町 民 課 長 それでは、1枚おめくりいただき、専決処分書を御覧ください。専決処分書。地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。松田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。別紙。令和5年3月31日。

この専決処分につきましては、地方税法の一部を改正する法律が令和5年3月31日に公布され、国保税に関する部分は翌4月1日より施行されるため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるときとして、令和5年3月31日に専決処分をさせていただいたものでございます。

松田町国民健康保険税条例の改正内容といたしましては、後期高齢者支援金分の課税限度額の引き上げと、低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の算定に用いる金額の変更となります。

それでは、松田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、新旧対照表にて説明させていただきます。最後にあります参考資料の新旧対照表を御覧ください。右側の現行、第2条第3項中の下線部分2か所の「20万円」を左側の改正案ではそれぞれ「22万円」に、第20条第1項中の下線部分2か所の「20万円」をそれぞれ「22万円」に改めます。

2ページを御覧ください。第2号中の下線部分「28万5,000円」を「29万円」に、第3号中の下線部分「52万円」を「53万5,000円」に改めるものでございます。

1枚お戻りいただき、改正条例を御覧ください。中段、附則。施行期日。こ

の条例は令和5年4月1日から施行する。適用区分、この条例による改正後の松田町国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度以前の年度分の国民健康保険税については、なお従前の例による。

説明は以上となります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。
質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。承認第1号専決処分の承認を求めることについて(松田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は可決されました。